

令和5（2023）年9月1日

保護者等 様

栃木県立那須特別支援学校長

### 令和5（2023）年度 教育相談月間の実施について

初秋の候、保護者等の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。本校では児童生徒が抱えている悩みや問題を把握し、その問題解決を図るために、児童生徒と個別に面談する教育相談を年3回（5月・9月・1月）行っています。

つきましては、9月4日から下記のとおり教育相談月間を設け、各学級で教育相談を実施し、学校全体で丁寧な対応を心掛けていきたいと考えています。保護者等の皆様には、御理解と御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 目 的

- （1）担任が学級内の児童生徒と個別に面談することによって、児童生徒一人一人の悩みや問題（いじめやトラブル等）を正確に把握し、その解決に向けて実態に応じた指導を行う。
- （2）児童生徒が悩みを話そうとする気持ちや態度を育み、担任（副担任）との信頼関係を深める。

- 2 実施期間 令和5年9月4日（月）～令和5年9月22日（金）  
（各学級単位で相談日を決定し、期間内に実施する）

- 3 場 所 各教室、特別教室等

- 4 対 象 者 児童生徒全員

- 5 実施方法 ※各学級単位で実施する。
- （1）教育相談アンケート（個々に応じた方法で実施します）
  - （2）教育相談の実施
  - （3）緊急を要する相談内容の把握及び対応

#### 6 そ の 他

- （1）近年、携帯電話やSNS等によるトラブルが、全国的に多発しています。このことについては、常日頃から丁寧な指導と迅速な対応を心掛けています。
- （2）本県でも、SNS等による教職員の児童生徒に対する性暴力等の事件が起こっております。本校では、児童生徒や保護者等との連絡に、原則として教員個人の携帯電話を用いることのないようにしています。ただし、業務上必要な連絡を行う場合（産業現場等における実習など）は、適切な連絡方法をとることや管理職と情報を共有するなど、取扱いを明確化しております。